

現行	変更案
<p><b>第1</b> 省略</p> <p><b>第2 都市景観協議地区の位置及び区域</b> 都市景観協議地区図に示す区域とする。</p> <p><b>第3 魅力ある都市景観を創造するための方針</b></p> <p><b>1 関内地区全域の行為指針</b></p> <p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。</p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I、II 省略</p> <p>III 開港の歴史や文化の蓄積を<u>活か</u>しながら新しい文化を生み出す街を創る</p> <p>IV 省略</p>	<p><b>第1</b> 省略</p> <p><b>第2 都市景観協議地区の位置及び区域</b> 都市景観協議地区図<u>1</u>に示す区域とする。</p> <p><b>第3 魅力ある都市景観を創造するための方針</b></p> <p><b>1 関内地区全域の行為指針</b></p> <p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。</p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I、II 省略</p> <p>III 開港の歴史や文化の蓄積を<u>生か</u>しながら新しい文化を生み出す街を創る</p> <p>IV 省略</p>

現行	変更案
<p><b>2 地区別の方針関内地区全域の行為指針</b></p> <p>関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p><b>(1) 山下町特定地区</b></p> <p>開港以来横浜の中心地として発展してきた歴史・文化を<u>活かし</u>、横浜が世界に誇れる、奥行きのある魅力的なウォーターフロントとしての山下公園通りの街並みや、関内地区の居留地としての歴史を物語る本町通りや横浜中華街などの個性豊かで賑わいのある街並みを形成する。</p> <p><b>(2) ～ (4) 省略</b></p> <p><b>(5) 北仲通り北特定地区</b></p> <p>関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい <u>21</u> 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成するため、次の事項の実現を図る。</p> <p>ア 地区の特徴である水際空間と歴史的な建造物を<u>活かし</u>、魅力と賑わいのある歩行者空間を創出する。</p> <p>イ 関内地区とみなとみらい <u>21</u> 地区との結節点として、横浜の新しい都市景観を創出する。</p> <p>ウ 省略</p> <p><b>(6) 北仲通り南特定地区</b></p> <p>関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい <u>21</u> 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。</p> <p><b>(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区</b></p> <p>開港の歴史を伝える波止場としての歴史的景観と大さん橋<u>埠頭</u>の横浜の玄関口としてふさわしい景観を形成する。</p> <p><b>(8) ～ (13) 省略</b></p>	<p><b>2 地区別の方針関内地区全域の行為指針</b></p> <p>関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p><b>(1) 山下町特定地区</b></p> <p>開港以来横浜の中心地として発展してきた歴史・文化を<u>生かし</u>、横浜が世界に誇れる、奥行きのある魅力的なウォーターフロントとしての山下公園通りの街並みや、関内地区の居留地としての歴史を物語る本町通りや横浜中華街などの個性豊かで賑わいのある街並みを形成する。</p> <p><b>(2) ～ (4) 省略</b></p> <p><b>(5) 北仲通り北特定地区</b></p> <p>関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい <u>21</u> 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成するため、次の事項の実現を図る。</p> <p>ア 地区の特徴である水際空間と歴史的な建造物を<u>生かし</u>、魅力と賑わいのある歩行者空間を創出する。</p> <p>イ 関内地区とみなとみらい <u>21</u> 地区との結節点として、横浜の新しい都市景観を創出する。</p> <p>ウ 省略</p> <p><b>(6) 北仲通り南特定地区</b></p> <p>関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい <u>21</u> 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。</p> <p><b>(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区</b></p> <p>開港の歴史を伝える波止場としての歴史的景観と大さん橋<u>ふ頭</u>の横浜の玄関口としてふさわしい景観を形成する。</p> <p><b>(8) ～ (13) 省略</b></p>

現行	変更案
<p><b>第4 都市景観形成行為</b> 次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。 (1) ～ (5) 省略</p> <p><b>第5 省略</b></p> <p><b>第6 行為指針</b></p> <p><b>1 関内地区全域の行為指針</b></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。 ア 都市景観協議地区図に示す「歩行者ネットワーク街路」に面する建築物における、低層部のしつらえの工夫による賑わいの創出 (ア) ～ (ウ) 省略 イ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。 ア 省略</p>	<p><b>第4 都市景観形成行為</b> 次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。 (1) ～ (5) 省略 <u>(6) 特定照明（都市景観協議地区図4に示す歴史的建造物について行うものに限る。）</u></p> <p><b>第5 省略</b></p> <p><b>第6 行為指針</b></p> <p><b>1 関内地区全域の行為指針</b></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。 ア 都市景観協議地区図2に示す「歩行者ネットワーク街路」に面する建築物における、低層部のしつらえの工夫による賑わいの創出 (ア) ～ (ウ) 省略 イ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。 ア 省略</p>

現行	変更案
<p>イ 水際の親水性の向上 都市景観協議地区図に示す「水際の親水性が求められる部分」では、親水性が向上するよう工夫する。</p> <p><b>(5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。</b> ア～エ 省略 オ 都市景観協議地区図に示す歴史的建造物や港への「見通し景観」の演出による通りの個性の創出 (ア)～(カ) 省略</p> <p><b>(6) ミナト横浜の歴史を大切にし、関内地区の魅力・個性を伸ばす。</b> ア 省略 イ 歴史的建造物を引き立たせる工夫 (ア) 省略 (イ) 都市景観協議地区図に示す「歴史的景観の形成を目指す部分」の建築物のデザインは、歴史的建造物と調和させる。 (ウ) 歴史的建造物へのライトアップなどにより、街並みを演出する。</p> <p>ウ 省略</p> <p><b>(7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。</b> ア 省略 イ 高さ31mを超える建築物等による眺望景観の演出 (ア) 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」からの眺望を保全・創</p>	<p>イ 水際の親水性の向上 都市景観協議地区図2に示す「水際の親水性が求められる部分」では、親水性が向上するよう工夫する。</p> <p><b>(5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。</b> ア～エ 省略 オ 都市景観協議地区図3に示す歴史的建造物や港への「見通し景観」の演出による通りの個性の創出 (ア)～(カ) 省略</p> <p><b>(6) ミナト横浜の歴史を大切にし、関内地区の魅力・個性を伸ばす。</b> ア 省略 イ 歴史的建造物を引き立たせる工夫 (ア) 省略 (イ) 都市景観協議地区図4に示す「歴史的景観の形成を目指す部分」の建築物のデザインは、歴史的建造物と調和させる。 (ウ) 歴史的建造物の特徴を生かしたライトアップなどにより、街並みを演出する。</p> <p>ウ 省略</p> <p><b>(7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。</b> ア 省略 イ 高さ31mを超える建築物等による眺望景観の演出 (ア) 都市景観協議地区図3に示す「眺望の視点場」からの眺望を保全・</p>

現行	変更案
<p>造するよう、建築物等を配置する。                      (イ)～(オ) 省略</p> <p><b>(8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。</b>                      ア 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」から望める位置にある敷地における建築物等の演出                      (ア)～(エ) 省略                      イ 都市景観協議地区図に示す横浜三塔への魅力ある眺望景観の創出                      (ア)～(カ) 省略</p> <p><b>(9) 関内地区の新しい魅力を創造する。</b>                      ア、イ 省略                      ウ 夜間景観の形成                      (ア) 省略                      (イ) 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観を魅力的に演出する。                      (ウ) 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観が魅力的になるよう、屋外広告物の照明をデザインする。                      (エ) 省略                      (オ) <u>落ち着いたきのある夜間の街路景観を演出する。</u></p> <p>(カ)～(ス) 省略</p>	<p>創造するよう、建築物等を配置する。                      (イ)～(オ) 省略</p> <p><b>(8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。</b>                      ア 都市景観協議地区図3に示す「眺望の視点場」から望める位置にある敷地における建築物等の演出                      (ア)～(エ) 省略                      イ 都市景観協議地区図3に示す横浜三塔への魅力ある眺望景観の創出                      (ア)～(カ) 省略</p> <p><b>(9) 関内地区の新しい魅力を創造する。</b>                      ア、イ 省略                      ウ 夜間景観の形成                      (ア) 省略                      (イ) 都市景観協議地区図3に示す「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観を魅力的に演出する。                      (ウ) 都市景観協議地区図3に示す「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観が魅力的になるよう、屋外広告物の照明をデザインする。                      (エ) 省略                      (オ) <u>日常的な落ち着いたきのある夜間の街路景観を演出するとともに、催事等における特別な夜間の演出は期間又は時間を限定し、メリハリのあ                      る夜間景観とする。</u></p> <p>(カ)～(ス) 省略</p>

現行	変更案
<p><b>(10) 秩序ある広告景観を形成する。</b></p> <p>ア 良好な景観、落ち着いたある街並みの創出</p> <p>（ア）魅力的な眺望景観、街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観を創出する。</p> <p>（イ）省略</p> <p>イ 省略</p> <p><b>2 地区別の行為指針</b></p> <p>関内地区全域の行為指針のほかに、<u>計画図</u>に示す地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p><b>(1) 山下町特定地区</b></p> <p><b>ア 山下公園通りゾーン</b></p> <p>（ア）～（エ）省略</p> <p>（オ）都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。</p> <p>（カ）屋外広告物は、山下公園通りの歴史的景観を考慮し、山下公園から見た景観や通り沿いの景観、イチョウ並木、建物全体と調和したものにする。特に、山下公園通りに面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、文字数や文字色を最小限にするなど、形態意匠に十分配慮したものにする。また、都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、</p>	<p><b>(10) 秩序ある広告景観を形成する。</b></p> <p>ア 良好な景観、<u>日常的な</u>落ち着いたある街並みの創出</p> <p>（ア）魅力的な眺望景観、街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観を創出するとともに、<u>催事等における特別な演出は期間又は時間を限定し、メリハリのある広告景観とする。</u></p> <p>（イ）省略</p> <p>イ 省略</p> <p><b>2 地区別の行為指針</b></p> <p>関内地区全域の行為指針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p><b>(1) 山下町特定地区</b></p> <p><b>ア 山下公園通りゾーン</b></p> <p>（ア）～（エ）省略</p> <p>（オ）都市景観協議地区図<u>3</u>に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。</p> <p>（カ）屋外広告物は、山下公園通りの歴史的景観を考慮し、山下公園から見た景観や通り沿いの景観、イチョウ並木、建物全体と調和したものにする。特に、山下公園通りに面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、文字数や文字色を最小限にするなど、形態意匠に十分配慮したものにする。また、都市景観協議地区図<u>3</u>に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、</p>

現行	変更案
<p>「見通し景観」を阻害しない規模、位置、形態意匠にする。</p> <p><b>イ 水町通り及び海岸教会通りゾーン</b></p> <p>(ア)～(ウ) 省略</p> <p>(エ) 都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。</p> <p>(オ) 屋外広告物は、当該ゾーンが山下公園通りゾーンに接するため、山下公園通りからの景観に配慮し、かつ、水町通り又は海岸教会通りの幅員規模や街並みに調和した規模、位置、デザインにする。また、都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。</p> <p><b>ウ 本町通りゾーン</b></p> <p>(ア)～(エ) 省略</p> <p>(オ) 都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。</p> <p>(カ) 屋外広告物は、関内地区の軸線となる本町通りの魅力ある景観を形成し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。また、都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。</p>	<p>は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、形態意匠にする。</p> <p><b>イ 水町通り及び海岸教会通りゾーン</b></p> <p>(ア)～(ウ) 省略</p> <p>(エ) 都市景観協議地区図<u>3</u>に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。</p> <p>(オ) 屋外広告物は、当該ゾーンが山下公園通りゾーンに接するため、山下公園通りからの景観に配慮し、かつ、水町通り又は海岸教会通りの幅員規模や街並みに調和した規模、位置、デザインにする。また、都市景観協議地区図<u>3</u>に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。</p> <p><b>ウ 本町通りゾーン</b></p> <p>(ア)～(エ) 省略</p> <p>(オ) 都市景観協議地区図<u>3</u>に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。</p> <p>(カ) 屋外広告物は、関内地区の軸線となる本町通りの魅力ある景観を形成し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。また、都市景観協議地区図<u>3</u>に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。</p>

現行	変更案
<p><b>エ 中華街中央ゾーン</b></p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 都市景観協議地区図に示す「中華街賑わい形成街路」沿いでは、個性的で賑わいの溢れる機能の連続と集積を継承する。</p> <p>(ウ)、(エ) 省略</p> <p><b>オ 中華街北辺ゾーン</b></p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 業務・商業、文化芸術など都心地区にふさわしい機能を導入し、都市景観協議地区図に示す「中華街賑わい形成街路」沿いでは、横浜中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が立地する、活気と賑わいのある街並みを形成する。</p> <p>(ウ)、(エ) 省略</p> <p><b>カ 中華街南辺ゾーン</b></p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 業務・商業、文化芸術など都心地区にふさわしい機能を導入し、都市景観協議地区図に示す「中華街賑わい形成街路」沿いでは、横浜中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が立地する、活気と賑わいのある街並みを形成する。</p> <p>(ウ)～(オ) 省略</p> <p><b>キ 省略</b></p>	<p><b>エ 中華街中央ゾーン</b></p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 都市景観協議地区図<u>5</u>に示す「中華街賑わい形成街路」沿いでは、個性的で賑わいの溢れる機能の連続と集積を継承する。</p> <p>(ウ)、(エ) 省略</p> <p><b>オ 中華街北辺ゾーン</b></p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 業務・商業、文化芸術など都心地区にふさわしい機能を導入し、都市景観協議地区図<u>5</u>に示す「中華街賑わい形成街路」沿いでは、横浜中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が立地する、活気と賑わいのある街並みを形成する。</p> <p>(ウ)、(エ) 省略</p> <p><b>カ 中華街南辺ゾーン</b></p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 業務・商業、文化芸術など都心地区にふさわしい機能を導入し、都市景観協議地区図<u>5</u>に示す「中華街賑わい形成街路」沿いでは、横浜中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が立地する、活気と賑わいのある街並みを形成する。</p> <p>(ウ)～(オ) 省略</p> <p><b>キ 省略</b></p>



現行	変更案
<p><b>(2) 馬車道周辺特定地区</b></p> <p>ア～キ 省略</p> <p>ク 都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。</p> <p>キ 屋外広告物は、開港の歴史と文化を伝える馬車道の街並みに調和するよう工夫するものとする。特に、馬車道に面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、原色を用いず、文字数や文字色を最小限にしたデザインにするなど、建築物やモールのデザインと調和した馬車道の個性に配慮したものにする。また、都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。</p> <p><b>(3)、(4) 省略</b></p> <p><b>(5) 北仲通り北特定地区</b></p> <p>ア 省略</p> <p>イ ゆとりある歩行者空間と魅力ある水際空間の形成と、賑わいのある街並みの創出</p> <p>(ア) 誰もが自由に利用できる、多様な魅力を持った空間を創出する。</p> <p>a 都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」は、多様な魅力を持つ連続した歩行者空間を形成する。</p> <p>b 都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」は、スロープや点字ブロックなど、だれもが安心して通行でき</p>	<p><b>(2) 馬車道周辺特定地区</b></p> <p>ア～キ 省略</p> <p>ク 都市景観協議地区図<u>3</u>に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。</p> <p>ケ 屋外広告物は、開港の歴史と文化を伝える馬車道の街並みに調和するよう工夫するものとする。特に、馬車道に面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、原色を用いず、文字数や文字色を最小限にしたデザインにするなど、建築物やモールのデザインと調和した馬車道の個性に配慮したものにする。また、都市景観協議地区図<u>3</u>に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。</p> <p><b>(3)、(4) 省略</b></p> <p><b>(5) 北仲通り北特定地区</b></p> <p>ア 省略</p> <p>イ ゆとりある歩行者空間と魅力ある水際空間の形成と、賑わいのある街並みの創出</p> <p>(ア) 誰もが自由に利用できる、多様な魅力を持った空間を創出する。</p> <p>a 都市景観協議地区図<u>7</u>に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」は、多様な魅力を持つ連続した歩行者空間を形成する。</p> <p>b 都市景観協議地区図<u>7</u>に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」は、スロープや点字ブロックなど、だれもが安心して通行でき</p>

現行	変更案
<p>るようユニバーサルデザインに配慮した空間とし、質の高い統一感のあるデザインとする。</p> <p>c 都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク」は、歩行者の賑わいをもたらすゆとりある幅員の確保や、海への見通しの工夫など、地区を代表する歩行者空間にふさわしい<u>設え</u>とする。</p> <p>d 「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」に設ける案内サインは、馬車道駅や、都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」、周辺市街地などを結ぶ、来街者の円滑な回遊を促す質の高い統一感のあるデザインとする。</p> <p>e 都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」の舗装、手すり、サイン、ベンチ等は、地区全体の歴史的景観と調和した質の高い統一感のあるデザインとする。</p> <p>f 都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区補助ネットワーク街路」の位置にある、建築物の水際線沿いの低層部に、小径などを設け、境界性を演出する。</p> <p>g 省略</p> <p>h 都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」及びこれに接続する広場には、ベンチ等を設け、憩い、くつろげる空間とする。</p> <p>i 都市景観協議地区図に示す「広場」等は、地区にふさわしい個性のある<u>設え</u>とする。</p> <p>j 省略</p> <p>(イ) 水際線沿いや歩行者ネットワーク沿いに、賑わいが連続する個性的で魅力ある街並みを形成する。</p>	<p>るようユニバーサルデザインに配慮した空間とし、質の高い統一感のあるデザインとする。</p> <p>c 都市景観協議地区図<u>7</u>に示す「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク」は、歩行者の賑わいをもたらすゆとりある幅員の確保や、海への見通しの工夫など、地区を代表する歩行者空間にふさわしい<u>しつらえ</u>とする。</p> <p>d <u>都市景観協議地区図7</u>に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」に設ける案内サインは、馬車道駅や、都市景観協議地区図<u>2</u>に示す「水際線のネットワーク街路」、周辺市街地などを結ぶ、来街者の円滑な回遊を促す質の高い統一感のあるデザインとする。</p> <p>e 都市景観協議地区図<u>2</u>に示す「水際線のネットワーク街路」の舗装、手すり、サイン、ベンチ等は、地区全体の歴史的景観と調和した質の高い統一感のあるデザインとする。</p> <p>f 都市景観協議地区図<u>7</u>に示す「北仲通り北地区補助ネットワーク街路」の位置にある、建築物の水際線沿いの低層部に、小径などを設け、境界性を演出する。</p> <p>g 省略</p> <p>h 都市景観協議地区図<u>7</u>に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」及びこれに接続する広場には、ベンチ等を設け、憩い、くつろげる空間とする。</p> <p>i 都市景観協議地区図<u>7</u>に示す「広場」等は、地区にふさわしい個性のある<u>しつらえ</u>とする。</p> <p>j 省略</p> <p>(イ) 水際線沿いや歩行者ネットワーク沿いに、賑わいが連続する個性的で魅力ある街並みを形成する。</p>

現行	変更案
<p>a 都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の2階以下の部分には、商業・業務など都心地区にふさわしい機能を導入し、活気と賑わいのある街並みを形成する。</p> <p>b 都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の1階の部分には、来街者による賑わいを形成する店舗等を配置し、水際線に人がにじみ出てくる形態意匠とする。</p> <p>c 都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク」に面する建築物の2階以下の部分に業務・商業など都心地区にふさわしい機能を導入し、賑わいを連続的に創出する形態意匠とする。</p> <p>(ウ) 水際線にそって、地区の歴史性を尊重した、賑わいと潤いのある中低層の街並み空間を創出する。</p> <p>a 都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物は、アルコーブや路地的な立体通路の設置など、概ね水平方向に30mごとに分節することにより、凹凸のあるリズムカルな水際景観を創出し、ヒューマンスケールを大切にした歩行者空間を形成する。</p> <p>b 都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物のファサードは、垂直方向に以下の三層構成による分節をし、港や歴史をひきたたせる街並みを形成する。</p> <p>(a)～(c)省略</p> <p>c 都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の頭頂部は、現代的なデザインとし、都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」や「広場」等から屋上設備が見えないよう工夫する。</p>	<p>a 都市景観協議地区図<u>2</u>に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の2階以下の部分には、商業・業務など都心地区にふさわしい機能を導入し、活気と賑わいのある街並みを形成する。</p> <p>b 都市景観協議地区図<u>2</u>に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の1階の部分には、来街者による賑わいを形成する店舗等を配置し、水際線に人がにじみ出てくる形態意匠とする。</p> <p>c 都市景観協議地区図<u>7</u>に示す「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク」に面する建築物の2階以下の部分に業務・商業など都心地区にふさわしい機能を導入し、賑わいを連続的に創出する形態意匠とする。</p> <p>(ウ) 水際線にそって、地区の歴史性を尊重した、賑わいと潤いのある中低層の街並み空間を創出する。</p> <p>a 都市景観協議地区図<u>2</u>に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物は、アルコーブや路地的な立体通路の設置など、概ね水平方向に30mごとに分節することにより、凹凸のあるリズムカルな水際景観を創出し、ヒューマンスケールを大切にした歩行者空間を形成する。</p> <p>b 都市景観協議地区図<u>2</u>に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物のファサードは、垂直方向に以下の三層構成による分節をし、港や歴史をひきたたせる街並みを形成する。</p> <p>(a)～(c)省略</p> <p>c 都市景観協議地区図<u>2</u>に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の頭頂部は、現代的なデザインとし、都市景観協議地区図<u>7</u>に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」や「広場」等から屋上設備が見えないよう工夫する。</p>

現行	変更案
<p>(エ) 万国橋通り、栄本町線に沿って、関内の歴史を感じさせる街路沿いの連続性ある街並み空間を形成する。</p> <p>a～f 省略</p> <p>g 栄本町線、万国橋通りに面する建築物の低層部又は低層棟の頭頂部は、歴史的な建造物と明確に区分できるようデザインを切り替え、都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」や「広場」から、屋上設備が見えないよう工夫する。</p> <p>(オ) 都市景観協議地区図に示す「見通し景観線」は、みなとみらい21地区や港への見通しの確保など、奥行きのある都市景観を形成する。</p> <p>ウ 魅力と品格のある眺望景観の形成を図る。</p> <p>(ア) 群としてまとまりのある眺望景観を形成するデザインとする。</p> <p>a 高さ 45mを超える建築物の部分（超高層部分）は、都市景観協議地区図に示す「超高層部分建築範囲」内とし、40m以上の適切な隣棟間隔を保った、まとまりのある超高層棟群の眺望景観となるよう工夫する。</p> <p>b 万国橋通り、栄本町線、都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」に面する超高層部分には、高さ 31m以下の基壇部などを設け、圧迫感の軽減の工夫をする。</p> <p>c 省略</p> <p>(イ) みなとみらい 21 地区の「横浜ランドマークタワー」を中心に広がるスカイラインを形成する。</p> <p>a～c 省略</p>	<p>(エ) 万国橋通り、栄本町線に沿って、関内の歴史を感じさせる街路沿いの連続性ある街並み空間を形成する。</p> <p>a～f 省略</p> <p>g 栄本町線、万国橋通りに面する建築物の低層部又は低層棟の頭頂部は、歴史的な建造物と明確に区分できるようデザインを切り替え、都市景観協議地区図 7 に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」や「広場」から、屋上設備が見えないよう工夫する。</p> <p>(オ) 都市景観協議地区図 3 に示す「見通し景観線」は、みなとみらい 21 地区や港への見通しの確保など、奥行きのある都市景観を形成する。</p> <p>ウ 魅力と品格のある眺望景観の形成</p> <p>(ア) 群としてまとまりのある眺望景観を形成するデザインとする。</p> <p>a 高さ 45mを超える建築物の部分（超高層部分）は、都市景観協議地区図 6 に示す「超高層部分建築範囲」内とし、40m以上の適切な隣棟間隔を保った、まとまりのある超高層棟群の眺望景観となるよう工夫する。</p> <p>b 万国橋通り、栄本町線、都市景観協議地区図 2 に示す「水際線のネットワーク街路」に面する超高層部分には、高さ 31m以下の基壇部などを設け、圧迫感の軽減の工夫をする。</p> <p>c 省略</p> <p>(イ) みなとみらい 21 地区の「横浜ランドマークタワー」を中心に広がるスカイラインを形成する。</p> <p>a～c 省略</p>

現行	変更案
<p>エ <u>エリアマネージメント</u>による、地区の持続的な魅力づくり</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 専門的かつ客観的な意見を取り入れながら<u>エリアマネージメント</u>活動を行うことにより、質の高い業務・商業や、住宅機能等、多様な機能により構成された都心地区にふさわしい魅力づくりと周辺の商店街と一体となった賑わい形成を図る。</p> <p>オ 自然環境との調和を感じさせる景観の創出</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 緑化による潤いのある街並みを形成する。</p> <p>a 都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区歩行者のネットワーク街路」は多様な緑化により、潤いのある歩行者空間を創出する。</p> <p>b 青空駐車場や立体駐車場、車寄せ空間、駐車場に連絡するランプ等は、都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク街路」や公園、広場からの良好な景観を阻害しないよう、植栽等の工夫をする。</p> <p>c 歩行者空間や、都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区歩行者のネットワーク街路」から望見できる広場、青空駐車場などは、高木緑化などの植栽を取り入れ、潤いのある空間とする。</p> <p>d～f 省略</p> <p>カ 屋外広告物は、自動車又は都市景観協議地区図に示す大さん橋の「眺望の視点場」からの眺望景観を阻害しない、落ち着いた広告景観を形成する。</p>	<p>エ <u>エリアマネージメント</u>による、地区の持続的な魅力づくり</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 専門的かつ客観的な意見を取り入れながら<u>エリアマネージメント</u>活動を行うことにより、質の高い業務・商業や、住宅機能等、多様な機能により構成された都心地区にふさわしい魅力づくりと周辺の商店街と一体となった賑わい形成を図る。</p> <p>オ 自然環境との調和を感じさせる景観の創出</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 緑化による潤いのある街並みを形成する。</p> <p>a 都市景観協議地区図<u>7</u>に示す「北仲通り北地区歩行者のネットワーク街路」は多様な緑化により、潤いのある歩行者空間を創出する。</p> <p>b 青空駐車場や立体駐車場、車寄せ空間、駐車場に連絡するランプ等は、都市景観協議地区図<u>7</u>に示す「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク街路」や公園、広場からの良好な景観を阻害しないよう、植栽等の工夫をする。</p> <p>c 歩行者空間や、都市景観協議地区図<u>7</u>に示す「北仲通り北地区歩行者のネットワーク街路」から望見できる広場、青空駐車場などは、高木緑化などの植栽を取り入れ、潤いのある空間とする。</p> <p>d～f 省略</p> <p>カ 屋外広告物は、自動車又は都市景観協議地区図<u>3</u>に示す大さん橋の「眺望の視点場」からの眺望景観を阻害しない、落ち着いた広告景観を形成する。</p>

現行	変更案
<p><b>(6) 北仲通り南特定地区</b>                      ア～ウ 省略                      エ 屋外広告物は、自動車又は都市景観協議地区図に示す大さん橋の「眺望の視点場」から見た景観と調和したものにする。</p> <p><b>(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区</b>                      ア～ウ 省略                      エ 屋外広告物は、都市景観協議地区図に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」から見た景観に調和したものにする。</p> <p><b>(8) 海岸通り準特定地区</b>                      ア 特徴のある歴史的建造物が存する特性と港に接する立地を<u>活かし</u>、港町の雰囲気を感じられる街並み、空間を形成する。                      イ 省略                      ウ 都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。                      エ 屋外広告物は、都市景観協議地区図に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」から見た景観や海岸通り沿いの景観と調和したものにする。また、都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにし、かつ、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。</p>	<p><b>(6) 北仲通り南特定地区</b>                      ア～ウ 省略                      エ 屋外広告物は、自動車又は都市景観協議地区図<u>3</u>に示す大さん橋の「眺望の視点場」から見た景観と調和したものにする。</p> <p><b>(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区</b>                      ア～ウ 省略                      エ 屋外広告物は、都市景観協議地区図<u>3</u>に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」から見た景観に調和したものにする。</p> <p><b>(8) 海岸通り準特定地区</b>                      ア 特徴のある歴史的建造物が存する特性と港に接する立地を<u>生かし</u>、港町の雰囲気や開港の歴史を感じられる街並み、空間を形成する。                      イ 省略                      ウ 都市景観協議地区図<u>3</u>に示す「見通し景観形成街路」では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。                      エ 屋外広告物は、都市景観協議地区図<u>3</u>に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」から見た景観や海岸通り沿いの景観と調和したものにする。また、都市景観協議地区図<u>3</u>に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにし、かつ、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。</p>

現行	変更案
<p><b>(9) 関内中央準特定地区</b></p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。</p> <p>オ 屋外広告物は、秩序ある街路景観を形成するものにする。また、都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにし、かつ、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。</p> <p><b>(10) ～ (11) 省略</b></p>	<p><b>(9) 関内中央準特定地区</b></p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 都市景観協議地区図<u>3</u>に示す「見通し景観形成街路」では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。</p> <p>オ 屋外広告物は、秩序ある街路景観を形成するものにする。また、都市景観協議地区図<u>3</u>に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにし、かつ、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。</p> <p><b>(10) ～ (11) 省略</b></p>

都市景観協議地区図4

現行



- 関内地区都市景観協議地区
- 歴史的建造物（土木遺構も含む。）
- 歴史的景観の形成を目指す部分

図名：都市景観協議地区図4  
歴史的景観の形成

変更案



- 関内地区都市景観協議地区
- 歴史的建造物（土木遺構も含む。）
- 歴史的景観の形成を目指す部分

図名：都市景観協議地区図4  
歴史的景観の形成